

中华人民共和国个人信息保护法 (2021年8月20日第十三届全国人民代表大会常务 委员会第三十次会议通过)	中華人民共和国個人情報保護法 (2021年8月20日の第13回国人民代表大会 常務委員会第30回会議において可決)
目 录	目 次
第一章 总 则	第一章 総 則
第二章 个人信息处理规则	第二章 個人情報処理規則
第一节 一般规定	第一節 一般規定
第二节 敏感个人信息的处理规则	第二節 センシティブな個人情報の処理規則
第三节 国家机关处理个人信息的特别规定	第三節 国家機関による個人情報処理の特別規定
第三章 个人信息跨境提供的规则	第三章 個人情報のクロスボーダー提供規則
第四章 个人在个人信息处理活动中的权利	第四章 個人情報処理活動における個人の権利
第五章 个人信息处理者的义务	第五章 個人情報処理者の義務
第六章 履行个人信息保护职责的部门	第六章 個人情報保護の職責履行部門
第七章 法律责任	第七章 法的責任
第八章 附 则	第八章 附 則
第一章 总 则	第一章 総 則
第一条 为了保护个人信息权益，规范个人信息处理活动，促进个人信息合理利用，根据宪法，制定本法。	第一条 個人情報の権益を保護し、個人情報処理活動を規範化し、個人情報の合理的な利用を促進するため、憲法に基づき、本法を制定する。
第二条 自然人的个人信息受法律保护，任何组织、个人不得侵害自然人的个人信息权益。	第二条 自然人の個人情報は、法的保護を受け、いかなる組織・個人も自然人の個人情報の権益を侵害してはならない。
第三条 在中华人民共和国境内处理自然人个人信息的活动，适用本法。	第三条 中華人民共和国国内において自然人の個人情報を処理する活動は、本法を適用する。
在中华人民共和国境外处理中华人民共和国境内自然人个人信息的活动，有下列情形之一的，也适用本法：	中華人民共和国国外において中華人民共和国国内の自然人の個人情報を処理する活動に下記のいずれかの状況がある場合にも、本法を適用する：
(一) 以向境内自然人提供产品或者服务为目的；	(一) 国内の自然人への製品あるいはサービス提供を目的としている；
(二) 分析、评估境内自然人的行为；	(二) 国内の自然人の行為を分析・評価する；

<p>(三) 法律、行政法规规定的其他情形。</p> <p>第四条 个人信息是以电子或者其他方式记录的与已识别或者可识别的自然人有关的各种信息，不包括匿名化处理后的信息。</p> <p>个人信息的处理包括个人信息的收集、存储、使用、加工、传输、提供、公开、删除等。</p> <p>第五条 处理个人信息应当遵循合法、正当、必要和诚信原则，不得通过误导、欺诈、胁迫等方式处理个人信息。</p> <p>第六条 处理个人信息应当具有明确、合理的目的，并应当与处理目的直接相关，采取对个人权益影响最小的方式。</p> <p>收集个人信息，应当限于实现处理目的的最小范围，不得过度收集个人信息。</p> <p>第七条 处理个人信息应当遵循公开、透明原则，公开个人信息处理规则，明示处理的目的、方式和范围。</p> <p>第八条 处理个人信息应当保证个人信息的质量，避免因个人信息不准确、不完整对个人权益造成不利影响。</p> <p>第九条 个人信息处理者应当对其个人信息处理活动负责，并采取必要措施保障所处理的个人信息的安全。</p> <p>第十条 任何组织、个人不得非法收集、使用、加工、传输他人个人信息，不得非法买卖、提供或者公开他人个人信息；不得从事危害国家安全、公共利益的个人信息处理活动。</p> <p>第十一条 国家建立健全个人信息保护制度，预防和惩治侵害个人信息权益的行为，加强个人信息保护宣传教育，推动形成政府、企业、相关社会组织、公众共同参与个人信息保护的良好环境。</p> <p>第十二条 国家积极参与个人信息保护国际</p>	<p>(三) 法律・行政法規の規定するその他の状況。</p> <p>第四条 個人情報とは、電子あるいはその他の方式で記録された、すでに識別されている、または識別可能な自然人に関する各種の情報であり、匿名化処理後の情報は含まない。</p> <p>個人情報の処理は、個人情報の収集・保管・使用・加工・伝送・提供・公開・削除などを含む。</p> <p>第五条 個人情報の処理は、合法・正当・必要および誠実の原則を遵守しなければならない、誤解させる・詐欺・脅迫などの方式で個人情報を処理してはならない。</p> <p>第六条 個人情報の処理は、明確・合理的な目的がなければならない、かつ処理の目的に直接関与しており、個人の権益に対する影響が最小な方式を採用しなければならない。</p> <p>個人情報の収集は、処理の目的を実現するための最小範囲に限定しなければならない、個人情報を過度に収集してはならない。</p> <p>第七条 個人情報の処理は、公開・透明の原則を遵守し、個人情報処理規則を公開し、処理の目的・方式および範囲を明示しなければならない。</p> <p>第八条 個人情報の処理は、個人情報のクオリティを保証し、個人情報の不正確・不完全性による個人の権益に対する不利な影響を回避しなければならない。</p> <p>第九条 個人情報処理者は、その個人情報処理活動に対して責を負い、かつ必要な措置を講じて処理した個人情報の安全性を保障しなければならない。</p> <p>第十条 いかなる組織・個人も他人の個人情報を違法に収集・使用・加工・伝送してはならず、他人の個人情報を違法に売買・提供あるいは公開してはならない；国家の安全・公共の利益に危害を与える個人情報処理活動に従事してはならない。</p> <p>第十一条 国家は、個人情報保護制度を構築・整備し、個人情報の権益を侵害する行為を予防および懲罰し、個人情報保護の広報・教育を強化し、政府・企業・関連社会組織・公衆が個人情報保護に共同で参加する良好な環境の構築を推進する。</p> <p>第十二条 国家は、個人情報保護の国際ルール</p>
---	--

規則の制定，促進個人情報保護方面的国際交流与合作，推动与其他国家、地区、国际组织之间的个人信息保护规则、标准等互认。

の制定に積極的に参加し、個人情報保護の方面における国際交流および協力を促進し、その他国家・地区・国際組織との間の個人情報保護規則・基準などの相互承認を推進する。

第二章 个人信息处理规则

第二章 個人情報処理規則

第一节 一般规定

第一節 一般規定

第十三条 符合下列情形之一的，个人信息处理者方可处理个人信息：

第十三条 下記の状況のいずれかに合致する場合に限り、個人情報処理者は、個人情報を処理することができる：

(一) 取得个人的同意；

(一) 個人から同意を得た場合；

(二) 为订立、履行个人作为一方当事人的合同所必需，或者按照依法制定的劳动规章制度和依法签订的集体合同实施人力资源管理所必需；

(二) 個人を当事者の一方とする契約の締結・履行に必要である場合、あるいは法に基づき制定した労働規約・制度および法に基づき締結した労働契約に基づく人材管理の実施に必要である場合；

(三) 为履行法定职责或者法定义务所必需；

(三) 法定の職責あるいは法定の義務履行に必要である場合；

(四) 为应对突发公共卫生事件，或者紧急情况下为保护自然人的生命健康和财产安全所必需；

(四) 突発的な公共衛生事件への対応のため、あるいは緊急事態下において自然人の生命・健康および財産の安全を保護するために必要である場合；

(五) 为公共利益实施新闻报道、舆论监督等行为，在合理的范围内处理个人信息；

(五) 公共の利益のためにニュース報道・世論の監督などの行為を実施するため、合理的な範囲内で個人情報を処理する場合；

(六) 依照本法规定在合理的范围内处理个人自行公开或者其他已经合法公开的个人信息；

(六) 本法の規定に基づき合理的な範囲内で個人が自ら公開した、あるいはその他の合法的に公開されている個人情報を処理する場合；

(七) 法律、行政法规规定的其他情形。

(七) 法律・行政法規の規定するその他の状況。

依照本法其他有关规定，处理个人信息应当取得个人同意，但是有前款第二项至第七项规定情形的，不需取得个人同意。

本法のその他関連規定に基づく、個人情報の処理は、個人の同意を得なければならないが、前項の第二から第七号で規定する状況がある場合、個人の同意を得る必要はない。

第十四条 基于个人同意处理个人信息的，该同意应当由个人在充分知情的前提下自愿、明确作出。法律、行政法规规定处理个人信息应当取得个人单独同意或者书面同意的，从其规定。

第十四条 個人の同意に基づき個人情報を処理する場合、当該同意は、個人が状況を十分に理解している前提で自発的かつ明確に行わさせなければならない。法律・行政法規が個人情報の処理に個人の個別の同意あるいは書面による同意取得を規定している場合、その規定に従わなければならない。

个人信息处理目的、处理方式和处理的个人信息种类发生变更的，应当重新取得个人同意。

個人情報の処理の目的・処理方式および処理す

<p>第十五条 基于个人同意处理个人信息的，个人有权撤回其同意。个人信息处理者应当提供便捷的撤回同意的方式。</p> <p>个人撤回同意，不影响撤回前基于个人同意已进行的个人信息处理活动的效力。</p> <p>第十六条 个人信息处理者不得以个人不同意处理其个人信息或者撤回同意为由，拒绝提供产品或者服务；处理个人信息属于提供产品或者服务所必需的除外。</p> <p>第十七条 个人信息处理者在处理个人信息前，应当以显著方式、清晰易懂的语言真实、准确、完整地向个人告知下列事项：</p> <p>（一）个人信息处理者的名称或者姓名和联系方式；</p> <p>（二）个人信息的处理目的、处理方式，处理的个人信息种类、保存期限；</p> <p>（三）个人行使本法规定权利的方式和程序；</p> <p>（四）法律、行政法规规定应当告知的其他事项。</p> <p>前款规定事项发生变更的，应当将变更部分告知个人。</p> <p>个人信息处理者通过制定个人信息处理规则的方式告知第一款规定事项的，处理规则应当公开，并且便于查阅和保存。</p> <p>第十八条 个人信息处理者处理个人信息，有法律、行政法规规定应当保密或者不需要告知的情形的，可以不向个人告知前条第一款规定的事项。</p> <p>紧急情况下为保护自然人的生命健康和财产安全无法及时向个人告知的，个人信息处理者应当在紧急情况消除后及时告知。</p> <p>第十九条 除法律、行政法规另有规定外，个</p>	<p>る個人情報の種類に変更が生じた場合、改めて個人から同意を得なければならない。</p> <p>第十五条 個人の同意に基づき個人情報を処理する場合、個人は、その同意を取り消す権利を有する。個人情報処理者は、簡便な同意取消の方式を提供しなければならない。</p> <p>個人による同意取消は、取消前に個人の同意に基づき行った個人情報処理活動の効力には影響しない。</p> <p>第十六条 個人情報処理者は、個人情報の処理に対する個人の不同意、あるいは同意取消を理由に、製品あるいはサービスの提供を拒絶してはならない；個人情報の処理が製品あるいはサービスの提供に必要である場合を除く。</p> <p>第十七条 個人情報処理者は、個人情報の処理前に、明瞭な方式、分かりやすい言葉で偽りなく・正確に・完全に下記の事項を個人に知らせなければならない；</p> <p>（一）個人情報処理者の名称あるいは姓名および連絡先；</p> <p>（二）個人情報の処理の目的・処理方式、処理する個人情報の種類・保管期限；</p> <p>（三）個人が本法の規定する権利を行使する場合の方式および手順；</p> <p>（四）法律・行政法規が告知を規定するその他の事項。</p> <p>前項の規定する事項に変更が生じた場合、変更部分を個人に知らせなければならない。</p> <p>個人情報処理者は、個人情報処理規則制定の方式を通じて第一項の規定する事項を告知する場合、処理規則を公開し、かつ調査および保管に利便的なものでなければならない。</p> <p>第十八条 個人情報処理者が個人情報を処理する際、秘密保持が必要あるいは告知が不要な状況を規定した法律・行政法規がある場合、前条の第一項の規定する事項を個人に告知しなくてもよい。</p> <p>緊急事態下で自然人的生命・健康および財産の安全を保護するために個人への適時告知ができない場合、個人情報処理者は、緊急事態の解消後、速やかに告知しなければならない。</p> <p>第十九条 法律・行政法規に別の規定がある場</p>
--	---

<p>人信息的保存期限应当为实现处理目的所必要的最短时间。</p> <p>第二十条 两个以上的个人信息处理者共同决定个人信息的处理目的和处理方式的，应当约定各自的权利和义务。但是，该约定不影响个人向其中任何一个个人信息处理者要求行使本法规定的权利。</p> <p>个人信息处理者共同处理个人信息，侵害个人信息权益造成损害的，应当依法承担连带责任。</p> <p>第二十一条 个人信息处理者委托处理个人信息的，应当与受托人约定委托处理的目的、期限、处理方式、个人信息的种类、保护措施以及双方的权利和义务等，并对受托人的个人信息处理活动进行监督。</p> <p>受托人应当按照约定处理个人信息，不得超出约定的处理目的、处理方式等处理个人信息；委托合同不生效、无效、被撤销或者终止的，受托人应当将个人信息返还个人信息处理者或者予以删除，不得保留。</p> <p>未经个人信息处理者同意，受托人不得转委托他人处理个人信息。</p> <p>第二十二条 个人信息处理者因合并、分立、解散、被宣告破产等原因需要转移个人信息的，应当向个人告知接收方的名称或者姓名和联系方式。接收方应当继续履行个人信息处理者的义务。接收方变更原先的处理目的、处理方式的，应当依照本法规定重新取得个人同意。</p> <p>第二十三条 个人信息处理者向其他个人信息处理者提供其处理的个人信息的，应当向个人告知接收方的名称或者姓名、联系方式、处理目的、处理方式和个人信息的种类，并取得个人的单独同意。接收方应当在上述处理目的、处理方式和个人信息的种类等范围内处理个人信息。接收方变更原先的处理目的、处理方式的，应当依照本法规定重新取得个人同意。</p> <p>第二十四条 个人信息处理者利用个人信息进行自动化决策，应当保证决策的透明度和结果公平、公正，不得对个人在交易价格等交易条件上实行不合理的差别待遇。</p>	<p>合を除き、個人情報 の保管期限は、処理目的の実現に必要な最短時間でなければならない。</p> <p>第二十条 二人以上の個人情報処理者が共同で個人情報の処理目的および処理方式を決定する場合、各自の権利および義務を約定しなければならない。ただし、当該約定は、いずれか一方の個人情報処理者に対する本法の規定する個人による権利行使の要求には影響しない。</p> <p>個人情報処理者は、個人情報を共同で処理し、個人情報権益を侵害して損害をもたらした場合、法に基づき連体責任を負わなければならない。</p> <p>第二十一条 個人情報処理者は、個人情報の処理を委託する場合、受託者と処理委託の目的・期限・処理方式・個人情報の種類・保護措置および双方の権利および義務などを約定し、かつ受託者に対する個人情報処理活動を監督しなければならない。</p> <p>受託者は、約定に基づき個人情報を処理する場合、約定した処理目的・処理方式などを超えて個人情報を処理してはならない；委託契約の不発効・無効・取消あるいは終了の場合、受託者は、個人情報を個人情報処理者に返却する、あるいは削除しなければならない。受託者は、個人情報処理者の同意を得ずに、個人情報処理委託を他人に転換してはならない。</p> <p>第二十二条 個人情報処理者は、合併・分割・解散・破産宣告を受けたなどの原因により個人情報を移す必要がある場合、受領者の名称あるいは姓名および連絡先を個人に知らせなければならない。受領者は、個人情報処理者の義務履行を継続しなければならない。受領者は、当初の処理目的・処理方式を変更する場合、本法の規定に基づき改めて個人から同意を得なければならない。</p> <p>第二十三条 個人情報処理者は、その処理した個人情報をその他の個人情報処理者に提供する場合、受領者の名称あるいは姓名・連絡先・処理目的・処理方式および個人情報の種類を個人に知らせ、かつ個人から個別の同意を得なければならない。受領者は、上述の処理目的・処理方式および個人情報の種類などの範囲内で個人情報を処理しなければならない。受領者は、当初の処理目的・処理方式を変更する場合、本法の規定に基づき改めて個人から同意を得なければならない。</p> <p>第二十四条 個人情報処理者は、個人情報を利用して意思決定自動化を行う場合、意思決定の透明性および結果の公平・公正性を保証しなければならない。個人に対して取引価格などの取引条件に</p>
---	---

通过自动化决策方式向个人进行信息推送、商业营销，应当同时提供不针对其个人特征的选项，或者向个人提供便捷的拒绝方式。

通过自动化决策方式作出对个人权益有重大影响的决定，个人有权要求个人信息处理者予以说明，并有权拒绝个人信息处理者仅通过自动化决策的方式作出决定。

第二十五条 个人信息处理者不得公开其处理的个人信息，取得个人单独同意的除外。

第二十六条 在公共场所安装图像采集、个人身份识别设备，应当为维护公共安全所必需，遵守国家有关规定，并设置显著的提示标识。所收集的个人图像、身份识别信息只能用于维护公共安全的目的，不得用于其他目的；取得个人单独同意的除外。

第二十七条 个人信息处理者可以在合理的范围内处理个人自行公开或者其他已经合法公开的个人信息；个人明确拒绝的除外。个人信息处理者处理已公开的个人信息，对个人权益有重大影响的，应当依照本法规定取得个人同意。

第二节 敏感个人信息的处理规则

第二十八条 敏感个人信息是一旦泄露或者非法使用，容易导致自然人的人格尊严受到侵害或者人身、财产安全受到危害的个人信息，包括生物识别、宗教信仰、特定身份、医疗健康、金融账户、行踪轨迹等信息，以及不满十四周岁未成年人的个人信息。

只有在具有特定的目的和充分的必要性，并采取严格保护措施的情形下，个人信息处理者方可处理敏感个人信息。

第二十九条 处理敏感个人信息应当取得个人的单独同意；法律、行政法规规定处理敏感个人信息应当取得书面同意的，从其规定。

について不合理な差別待遇を実行してはならない。

意思決定自動化方式を通じて個人向けの情報送信・マーケティングを行う場合、その個人の特徴に適合しないオプションも同時に提供する、あるいは個人に簡便な拒否方法を提供しなければならない。

意思決定自動化方式を通じて個人の權益に対して重大な影響を及ぼす決定を下す場合、個人は、個人情報処理者に説明を要求する権利を有し、かつ個人情報処理者の意思決定自動化方式を通じてのみの決定を拒絶する権利を有する。

第二十五条 個人情報処理者は、処理した個人情報公開してはならないが、個人から個別の同意を得た場合を除く。

第二十六条 公共場所において画像収集・人物特定設備を設置する場合、公共の安全維持のために必要でなければならない、国家の関連規定を遵守しなければならない、かつ明瞭な注意喚起の表示を設置しなければならない。収集した個人の画像・人物特定情報は、公共の安全維持の目的のみに使用することができ、その他の目的に使用してはならない；個人から個別の同意を得た場合を除く。

第二十七条 個人情報処理者は、合理的な範囲内で個人が自ら公開した、あるいはその他の合法的に公開されている個人情報を処理することができる；個人が明確に拒絶した場合を除く。個人情報処理者は、公開されている個人情報を処理する際、個人の權益に対して重大な影響がある場合、本法の規定に基づき個人の同意を得なければならない。

第二節 センシティブな個人情報の処理規則

第二十八条 センシティブな個人情報とは、一旦漏洩あるいは違法に使用されると、自然人の人格・尊厳が侵害される、あるいは人身・財産の安全面で危害を被る個人情報であり、これには生体認証・宗教/信仰・特定の身分・医療/ヘルスケア・金融口座・行動歴などの情報、および14歳未満の未成年の個人情報を含む。

特定の目的および十分な必要性があり、かつ厳格な保護措置を講じた状況に限り、個人情報処理者は、センシティブな個人情報を処理することができる。

第二十九条 センシティブな個人情報の処理は、個人から個別の同意を得なければならない；法律・行政法規がセンシティブな個人情報の処理

<p>第三十条 个人信息处理者处理敏感个人信息的，除本法第十七条第一款规定的项外，还应当个人告知处理敏感个人信息的必要性以及对个人权益的影响；依照本法规定可以不向个人告知的除外。</p> <p>第三十一条 个人信息处理者处理不满十四周岁未成年人个人信息的，应当取得未成年人的父母或者其他监护人的同意。</p> <p>个人信息处理者处理不满十四周岁未成年人个人信息的，应当制定专门的个人信息处理规则。</p> <p>第三十二条 法律、行政法规对处理敏感个人信息规定应当取得相关行政许可或者作出其他限制的，从其规定。</p> <p>第三节 国家机关处理个人信息的特别规定</p> <p>第三十三条 国家机关处理个人信息的活动，适用本法；本节有特别规定的，适用本节规定。</p> <p>第三十四条 国家机关为履行法定职责处理个人信息，应当依照法律、行政法规规定的权限、程序进行，不得超出履行法定职责所必需的范围和限度。</p> <p>第三十五条 国家机关为履行法定职责处理个人信息，应当依照本法规定履行告知义务；有本法第十八条第一款规定的情形，或者告知将妨碍国家机关履行法定职责的除外。</p> <p>第三十六条 国家机关处理的个人信息应当在中华人民共和国境内存储；确需向境外提供的，应当进行安全评估。安全评估可以要求有关部门提供支持协助。</p> <p>第三十七条 法律、法规授权的具有管理公共事务职能的组织为履行法定职责处理个人信息，适用本法关于国家机关处理个人信息的规定。</p>	<p>に書面による同意取得を規定している場合、その規定に従わなければならない。</p> <p>第三十条 個人情報処理者は、センシティブな個人情報を処理する場合、本法第十七条第一項の規定する事項のほか、さらにセンシティブな個人情報の処理の必要性および個人の權益に対する影響を個人に知らせなければならない；本法の規定に基づき個人に知らせなくてもよい場合を除く。</p> <p>第三十一条 個人情報処理者は、14歳未満の未成年の個人情報を処理する場合、未成年の両親あるいはその他の後見人から同意を得なければならない。</p> <p>個人情報処理者は、14歳未満の未成年の個人情報を処理する場合、専門の個人情報処理規則を制定しなければならない。</p> <p>第三十二条 法律・行政法規でセンシティブな個人情報について関連行政許可の取得を規定している、あるいはその他の制限を行っている場合、その規定に従わなければならない。</p> <p>第三節 国家機関による個人情報処理の特別規定</p> <p>第三十三条 国家機関による個人情報処理の活動は、本法を適用する；本節に特別な規定がある場合、本節の規定を適用する。</p> <p>第三十四条 国家機関は、法定の職責履行のために個人情報を処理する場合、法律・行政法規の規定する権限・手順に基づき行わなければならない；法定の職責に必要な範囲および限度を超過してはならない。</p> <p>第三十五条 国家機関は、法定の職責履行のために個人情報を処理する場合、本法の規定に基づき告知義務を履行しなければならない；本法第十八条第一項の規定する状況がある場合、あるいは国家機関の法定の職責履行の妨げになる場合を除く。</p> <p>第三十六条 国家機関が処理した個人情報は、中華人民共和國国内に保管しなければならない；国外に提供する必要がある場合、安全評価を行わなければならない。安全評価は、関連部門に支援および協力を求めることができる。</p> <p>第三十七条 法律・法規により授權された公共事務管理機能を有する組織が法定の職責履行のために個人情報を処理する場合、本法の国家機関に</p>
---	--

<p style="text-align: center;">第三章 个人信息跨境提供的规则</p> <p>第三十八条 个人信息处理者因业务等需要，确需向中华人民共和国境外提供个人信息的，应当具备下列条件之一：</p> <p>（一）依照本法第四十条的规定通过国家网信部门组织的安全评估；</p> <p>（二）按照国家网信部门的规定经专业机构进行个人信息保护认证；</p> <p>（三）按照国家网信部门制定的标准合同与境外接收方订立合同，约定双方的权利和义务；</p> <p>（四）法律、行政法规或者国家网信部门规定的其他条件。</p> <p>中华人民共和国缔结或者参加的国际条约、协定对向中华人民共和国境外提供个人信息的条件等有规定的，可以按照其规定执行。</p> <p>个人信息处理者应当采取必要措施，保障境外接收方处理个人信息的活动达到本法规定的个人信息保护标准。</p> <p>第三十九条 个人信息处理者向中华人民共和国境外提供个人信息的，应当向个人告知境外接收方的名称或者姓名、联系方式、处理目的、处理方式、个人信息的种类以及个人向境外接收方行使本法规定权利的方式和程序等事项，并取得个人的单独同意。</p> <p>第四十条 关键信息基础设施运营者和处理个人信息达到国家网信部门规定数量的个人信息处理者，应当将在中华人民共和国境内收集和产生的个人信息存储在境内。确需向境外提供的，应当通过国家网信部门组织的安全评估；法律、行政法规和国家网信部门规定可以不进行安全评估的，从其规定。</p> <p>第四十一条 中华人民共和国主管机关根据</p>	<p>よる個人情報処理に関する規定を適用する。</p> <p style="text-align: center;">第三章 個人情報のクロスボーダー提供規則</p> <p>第三十八条 個人情報処理者は、業務などの必要性により、中華人民共和国国外に個人情報を提供する場合、下記の条件のいずれかを充足していなければならない：</p> <p>（一）本法第四十条の規定に基づき国家網信（国家インターネット情報）部門が組織した安全評価を通過している；</p> <p>（二）国家網信部門の規定に基づき専門機関が行う個人情報保護認証を受けている；</p> <p>（三）国家網信部門が制定した標準契約に基づき国外受領者と契約を締結し、双方の権利および義務を約定している；</p> <p>（四）法律・行政法規あるいは国家網信部門が規定するその他条件。</p> <p>中華人民共和国が締結あるいは参加している国際条約・協定に中華人民共和国国外への個人情報提供の条件などに対する規定がある場合、その規定に基づき執行することができる。</p> <p>個人情報処理者は、必要な措置を講じて、国外受領者の個人情報処理活動が本法の規定する個人情報保護基準に達していることを保障しなければならない。</p> <p>第三十九条 個人情報処理者は、中華人民共和国国外に個人情報を提供する場合、国外受領者の名称あるいは姓名・連絡先・処理目的・処理方式・個人情報の種類および国外受領者に対する本法の規定する個人の権利行使の方式および手順などの事項を個人に告知し、かつ個人から個別の同意を得なければならない。</p> <p>第四十条 重要情報インフラ運営者および個人情報の処理が国家網信部門の規定数量に達している個人情報処理者は、中華人民共和国国内において収集および発生した個人情報を国内に保存しなければならない。国外に提供する場合、国家網信部門が組織する安全評価を通過しなければならない；法律・行政法規および国家網信部門が安全評価を行わなくてよいと規定している場合、その規定に従う。</p> <p>第四十一条 中華人民共和国主管機関は、関連</p>
--	--

有关法律和中华人民共和国缔结或者参加的国际条约、协定，或者按照平等互惠原则，处理外国司法或者执法机构关于提供存储于境内个人信息的请求。非经中华人民共和国主管机关批准，个人信息处理者不得向外国司法或者执法机构提供存储于中华人民共和国境内的个人信息。

第四十二条 境外的组织、个人从事侵害中华人民共和国公民的个人信息权益，或者危害中华人民共和国国家安全、公共利益的个人信息处理活动的，国家网信部门可以将其列入限制或者禁止个人信息提供清单，予以公告，并采取限制或者禁止向其提供个人信息等措施。

第四十三条 任何国家或者地区在个人信息保护方面对中华人民共和国采取歧视性的禁止、限制或者其他类似措施的，中华人民共和国可以根据实际情况对该国家或者地区对等采取措施。

第四章 个人在个人信息处理活动中的权利

第四十四条 个人对其个人信息的处理享有知情权、决定权，有权限制或者拒绝他人对其个人信息进行处理；法律、行政法规另有规定的除外。

第四十五条 个人有权向个人信息处理者查阅、复制其个人信息；有本法第十八条第一款、第三十五条规定情形的除外。

个人请求查阅、复制其个人信息的，个人信息处理者应当及时提供。

个人请求将个人信息转移至其指定的个人信息处理者，符合国家网信部门规定条件的，个人信息处理者应当提供转移的途径。

第四十六条 个人发现其个人信息不准确或者不完整的，有权请求个人信息处理者更正、补充。

个人请求更正、补充其个人信息的，个人信息处理者应当对其个人信息予以核实，并及时更正、补充。

法律および中華人民共和國が締結あるいは参加している国際条約・協定、あるいは平等互惠の原則に基づき、外国の司法あるいは法律執行機関からの国内に保管されている個人情報の提供に関する要求を処理する。個人情報処理者は、中華人民共和國主管機關の批准を受けずに、外国の司法あるいは法律執行機関に中華人民共和國国内に保管されている個人情報を提供してはならない。

第四十二条 国外の組織・個人が中華人民共和國の公民の個人情報の權益を侵害、あるいは中華人民共和國の國家の安全・公共の利益に危害を及ぼす個人情報処理活動に従事した場合、國家網信部門は、当該組織・個人を個人情報提供制限あるいは禁止リストに列挙のうえ、公告し、かつ当該組織・個人への個人情報提供の制限・禁止などの措置を講じることができる。

第四十三条 いかなる國家あるいは地區についても、個人情報保護の方面において中華人民共和國に対して差別的な禁止・制限あるいはその他の類似する措置を講じた場合、中華人民共和國は、實際の状況に応じて当該國家あるいは地區に対して対等に措置を講じる。

第四章 個人情報処理活動における個人の権利

第四十四条 個人は、その個人情報の処理に対して知る権利・決定する権利を有しており、他人による自身の個人情報の処理を制限あるいは拒絶する権利を有する；法律・行政法規に別の規定がある場合を除く。

第四十五条 個人は、個人情報処理者にその個人情報を照会・複製を求める権利を有する；本法第十八条第一項・第三十五条の規定する状況を除く。

個人がその個人情報の照会・複製を求めた場合、個人情報処理者は、速やかに提供しなければならない。

個人が指定の個人情報処理者への個人情報の移転を求め、國家網信部門の規定する条件に合致する場合、個人情報処理者は、移転ルートを提供しなければならない。

第四十六条 個人は、その個人情報が不正確あるいは不完全であることが発覚した場合、個人情報処理者に修正・追加を求める権利を有する。

個人がその個人情報の修正・追加を求めた場合、個人情報処理者は、その個人情報を確認し、速やかに修正・追加しなければならない。

<p>第四十七条 有下列情形之一的，个人信息处理者应当主动删除个人信息；个人信息处理者未删除的，个人有权请求删除：</p> <p>（一）处理目的已实现、无法实现或者为实现处理目的不再必要；</p> <p>（二）个人信息处理者停止提供产品或者服务，或者保存期限已届满；</p> <p>（三）个人撤回同意；</p> <p>（四）个人信息处理者违反法律、行政法规或者违反约定处理个人信息；</p> <p>（五）法律、行政法规规定的其他情形。</p> <p>法律、行政法规规定的保存期限未届满，或者删除个人信息从技术上难以实现的，个人信息处理者应当停止除存储和采取必要的安全保护措施之外的处理。</p> <p>第四十八条 个人有权要求个人信息处理者对其个人信息处理规则进行解释说明。</p> <p>第四十九条 自然人死亡的，其近亲属为了自身的合法、正当利益，可以对死者的相关个人信息行使本章规定的查阅、复制、更正、删除等权利；死者生前另有安排的除外。</p> <p>第五十条 个人信息处理者应当建立便捷的个人行使权利的受理和处理机制。拒绝个人行使权利的请求的，应当说明理由。</p> <p>个人信息处理者拒绝个人行使权利的请求的，个人可以依法向人民法院提起诉讼。</p> <p>第五章 个人信息处理者的义务</p> <p>第五十一条 个人信息处理者应当根据个人信息的处理目的、处理方式、个人信息的种类以及对个人权益的影响、可能存在的安全风险等，采取</p>	<p>第四十七条 下記の状況のいずれかがある場合、個人情報処理者は、個人情報を自主的に削除しなければならない；個人情報処理者が削除していない場合、個人は、削除を求める権利を有する：</p> <p>（一）処理目的がすでに実現している、実現が不能である、あるいは処理目的を実現する必要がなくなった場合；</p> <p>（二）個人情報処理者が製品あるいはサービスの提供を停止した、あるいは保管期限が到来した場合；</p> <p>（三）個人が同意を取り消した場合；</p> <p>（四）個人情報処理者が法律・行政法規に違反あるいは約定に違反して個人情報を処理した場合；</p> <p>（五）法律・行政法規の規定するその他の状況。</p> <p>法律・行政法規の規定する保管期限が到来していない、あるいは個人情報の削除が技術的に実現困難である場合、個人情報処理者は、保管および実施が必要な安全保護措置以外の処理を停止しなければならない。</p> <p>第四十八条 個人は、個人情報処理者に対して個人情報処理規則の解釈・説明を要求する権利を有する。</p> <p>第四十九条 自然人が死亡した場合、その近親者は、自身の合法的・正当な利益のために、死亡者に関する個人情報について本章の規定する照会・複製・修正・削除などの権利を行使することができる；死亡者が生前に別の段取りを行っている場合を除く。</p> <p>第五十条 個人情報処理者は、簡便な個人の権利行使の申請受理および処理メカニズムを構築しなければならない。個人からの権利行使の要求を拒絶する場合、理由を説明しなければならない。</p> <p>個人情報処理者が個人からの権利行使の要求を拒絶した場合、個人は、法に基づき人民法院に訴訟を提起することができる。</p> <p>第五章 個人情報処理者の義務</p> <p>第五十一条 個人情報処理者は、個人情報の処理目的・処理方式・個人情報の種類および個人の権益に対する影響・潜在的な安全リスクなどに基</p>
---	--

<p>下列措施确保个人信息处理活动符合法律、行政法规的规定，并防止未经授权的访问以及个人信息泄露、篡改、丢失：</p> <p>（一）制定内部管理制度和操作规程；</p> <p>（二）对个人信息实行分类管理；</p> <p>（三）采取相应的加密、去标识化等安全技术措施；</p> <p>（四）合理确定个人信息处理的操作权限，并定期对从业人员进行安全教育和培训；</p> <p>（五）制定并组织实个人信息安全事件应急预案；</p> <p>（六）法律、行政法规规定的其他措施。</p> <p>第五十二条 处理个人信息达到国家网信部门规定数量的个人信息处理者应当指定个人信息保护负责人，负责对个人信息处理活动以及采取的保护措施等进行监督。</p> <p>个人信息处理者应当公开个人信息保护负责人的联系方式，并将个人信息保护负责人的姓名、联系方式等报送履行个人信息保护职责的部门。</p> <p>第五十三条 本法第三条第二款规定的中华人民共和国境外的个人信息处理者，应当在中华人民共和国境内设立专门机构或者指定代表，负责处理个人信息保护相关事务，并将有关机构的名称或者代表的姓名、联系方式等报送履行个人信息保护职责的部门。</p> <p>第五十四条 个人信息处理者应当定期对其处理个人信息遵守法律、行政法规的情况进行合规审计。</p> <p>第五十五条 有下列情形之一的，个人信息处理者应当事前进行个人信息保护影响评估，并对处理情况进行记录：</p> <p>（一）处理敏感个人信息；</p> <p>（二）利用个人信息进行自动化决策；</p>	<p>づき、下記の措置を講じて、個人情報処理活動が法律・行政法規の規定に合致していることを保証し、かつ不正アクセスおよび個人情報の漏洩・改竄・紛失を防止しなければならない：</p> <p>（一）内部管理制度およびオペレーション規程の制定；</p> <p>（二）個人情報に対する分類管理の実行；</p> <p>（三）相応のパスワード設定・非特定化などの安全技術措置の実施；</p> <p>（四）個人情報処理の実務権限の合理的な確定、かつ従業員に対する定期的な安全教育および研修の実施；</p> <p>（五）個人情報安全事件緊急対応策の制定および計画・実施；</p> <p>（六）法律・行政法規の規定するその他措置。</p> <p>第五十二条 個人情報の処理が国家网信部門の規定数量に達した個人情報処理者は、個人情報処理活動および実施した保護措置などに対して監督する責を負う個人情報保護責任者を指定しなければならない。</p> <p>個人情報処理者は、個人情報保護責任者の連絡先を公開し、個人情報保護責任者の姓名・連絡先などを個人情報保護の職責履行部門に送信・報告しなければならない。</p> <p>第五十三条 本法第三条第二項の規定する中華人民共和国国外の個人情報処理者は、中華人民共和国国内において個人情報保護に関わる事務処理の責を負う専門機関を設立あるいは代表を指定して、関連機関の名称あるいは代表の姓名・連絡先などを個人情報保護の職責履行部門に送信・報告しなければならない。</p> <p>第五十四条 個人情報処理者は、定期的にその個人情報処理の法律・行政法規の遵守状況についてコンプライアンス面の監査を行わなければならない。</p> <p>第五十五条 下記の状況のいずれかがある場合、個人情報処理者は、事前に個人情報保護影響評価を行い、処理状況を記録しなければならない：</p> <p>（一）センシティブな個人情報を処理する場合；</p> <p>（二）個人情報を利用して、意思決定自動化を行う場合；</p>
---	--

<p>(三) 委托处理个人信息、向其他个人信息处理者提供个人信息、公开个人信息；</p> <p>(四) 向境外提供个人信息；</p> <p>(五) 其他对个人权益有重大影响的个人信息处理活动。</p> <p>第五十六条 个人信息保护影响评估应当包括下列内容：</p> <p>(一) 个人信息的处理目的、处理方式等是否合法、正当、必要；</p> <p>(二) 对个人权益的影响及安全风险；</p> <p>(三) 所采取的保护措施是否合法、有效并与风险程度相适应。</p> <p>个人信息保护影响评估报告和处理情况记录应当至少保存三年。</p> <p>第五十七条 发生或者可能发生个人信息泄露、篡改、丢失的，个人信息处理者应当立即采取补救措施，并通知履行个人信息保护职责的部门和个人。通知应当包括下列事项：</p> <p>(一) 发生或者可能发生个人信息泄露、篡改、丢失的信息种类、原因和可能造成的危害；</p> <p>(二) 个人信息处理者采取的补救措施和个人可以采取的减轻危害的措施；</p> <p>(三) 个人信息处理者的联系方式。</p> <p>个人信息处理者采取措施能够有效避免信息泄露、篡改、丢失造成危害的，个人信息处理者可以不通知个人；履行个人信息保护职责的部门认为可能造成危害的，有权要求个人信息处理者通知个人。</p> <p>第五十八条 提供重要互联网平台服务、用户数量巨大、业务类型复杂的个人信息处理者，应当履行下列义务：</p> <p>(一) 按照国家规定建立健全个人信息保护</p>	<p>(三) 個人情報処理の委託・その他の個人情報処理者への個人情報の提供・個人情報の公開を行っている場合；</p> <p>(四) 国外に個人情報を提供する場合；</p> <p>(五) その他の個人の權益に重大な影響を及ぼす個人情報処理活動。</p> <p>第五十六条 個人情報保護影響力評価は、下記の内容を含めなければならない：</p> <p>(一) 個人情報の処理目的・処理方式などが合法・正当・必要であるか否か；</p> <p>(二) 個人の權益に対する影響および安全リスク；</p> <p>(三) 実施した保護措置が合法・有効かつリスクレベルに相応しいか否か。</p> <p>個人情報保護影響力評価の報告および処理状況の記録は、少なくとも3年間保管しなければならない。</p> <p>第五十七条 個人情報の漏洩・改竄・紛失が発生した、あるいは発生する可能性がある場合、個人情報処理者は、直ちに回復措置を講じ、かつ個人情報保護の職責履行部門および個人に通知しなければならない。通知は、下記の事項を含めなければならない：</p> <p>(一) 個人情報の漏洩・改竄・紛失が発生した、あるいは発生の恐れがある情報の種類・原因および発生の恐れがある危害；</p> <p>(二) 個人情報処理者が講じた回復措置および個人が講じることができる危害軽減措置；</p> <p>(三) 個人情報処理者の連絡先。</p> <p>個人情報処理者が情報漏洩・改竄・紛失により生じる危害を有効に回避できる措置を講じる場合、個人情報処理者は、個人に通知しなくてよい；個人情報保護の職責履行部門は、危害が生じる恐れがあると判断した場合、個人情報処理者に個人への通知を要求する権利を有する。</p> <p>第五十八条 重要インターネットプラットフォームサービス・ユーザー数が大量・業務類型が複雑な個人情報処理者は、下記の義務を履行しなければならない：</p> <p>(一) 国家の規定に基づき個人情報保護コンプ</p>
---	---

<p>合规制度体系，成立主要由外部成员组成的独立机构对个人信息保护情况进行监督；</p> <p>（二）遵循公开、公平、公正的原则，制定平台规则，明确平台内产品或者服务提供者处理个人信息的规范和保护个人信息的义务；</p> <p>（三）对严重违法法律、行政法规处理个人信息的平台内的产品或者服务提供者，停止提供服务；</p> <p>（四）定期发布个人信息保护社会责任报告，接受社会监督。</p> <p>第五十九条 接受委托处理个人信息的受托人，应当依照本法和有关法律、行政法规的规定，采取必要措施保障所处理的个人信息的安全，并协助个人信息处理者履行本法规定的义务。</p> <p>第六章 履行个人信息保护职责的部门</p> <p>第六十条 国家网信部门负责统筹协调个人信息保护工作和相关监督管理工作。国务院有关部门依照本法和有关法律、行政法规的规定，在各自职责范围内负责个人信息保护和监督管理工作。</p> <p>县级以上地方人民政府有关部门的个人信息保护和监督管理职责，按照国家有关规定确定。</p> <p>前两款规定的部门统称为履行个人信息保护职责的部门。</p> <p>第六十一条 履行个人信息保护职责的部门履行下列个人信息保护职责：</p> <p>（一）开展个人信息保护宣传教育，指导、监督个人信息处理者开展个人信息保护工作；</p> <p>（二）接受、处理与个人信息保护有关的投诉、举报；</p> <p>（三）组织对应用程序等个人信息保护情况进行测评，并公布测评结果；</p> <p>（四）调查、处理违法个人信息处理活动；</p>	<p>ライアンス制度・体系を構築・整備し、主として外部メンバーにて構成される独立機関を設置して個人情報保護状況を監督する；</p> <p>（二）公開・公平・公正の原則を遵守のうえ、プラットフォームの規則を制定し、プラットフォーム内の製品あるいはサービス提供者の個人情報処理の規範および個人情報保護の義務を明確化する；</p> <p>（三）法律・行政法規に大きく違反して個人情報を処理したプラットフォーム内の製品あるいはサービス提供者に対して、サービス提供を停止する；</p> <p>（四）定期的に個人情報保護に関する社会的責任報告を公表し、社会からの監督を受ける。</p> <p>第五十九条 個人情報処理の委託を受けた受託者は、本法および関連法律・行政法規の規定に基づき、必要な措置を講じて処理する個人情報の安全性を保障し、かつ個人情報処理者による本法の規定する義務の履行に協力しなければならない。</p> <p>第六章 個人情報保護の職責履行部門</p> <p>第六十条 国家网信部門は、個人情報保護業務および関連監督管理業務を統一計画・調整する責を負う。國務院関連部門は、本法および関連法律・行政法規の規定に基づき、各自の職責の範囲内で個人情報保護および監督管理業務の責を負う。</p> <p>県級以上の地方人民政府関連部門の個人情報保護および監督管理の職責は、国家関連規定に基づき確定する。</p> <p>前両項で規定する部門は、個人情報保護の職責履行部門の総称である。</p> <p>第六十一条 個人情報保護の職責履行部門は、下記の個人情報保護の職責を履行する；</p> <p>（一）個人情報保護の広報・教育を行い、個人情報処理者の個人情報保護業務の実施を指導・監督する；</p> <p>（二）個人情報保護に関する苦情・通報を受け取り、処理する；</p> <p>（三）アプリケーションなどの個人情報保護状況に対する評価を行い、評価結果を公表する；</p> <p>（四）違法な個人情報処理活動を調査・処理する；</p>
--	---

<p>(五) 法律、行政法规规定的其他职责。</p> <p>第六十二条 国家网信部门统筹协调有关部门依据本法推进下列个人信息保护工作：</p> <p>(一) 制定个人信息保护具体规则、标准；</p> <p>(二) 针对小型个人信息处理者、处理敏感个人信息以及人脸识别、人工智能等新技术、新应用，制定专门的个人信息保护规则、标准；</p> <p>(三) 支持研究开发和推广应用安全、方便的电子身份认证技术，推进网络身份认证公共服务建设；</p> <p>(四) 推进个人信息保护社会化服务体系建设，支持有关机构开展个人信息保护评估、认证服务；</p> <p>(五) 完善个人信息保护投诉、举报工作机制。</p> <p>第六十三条 履行个人信息保护职责的部门履行个人信息保护职责，可以采取下列措施：</p> <p>(一) 询问有关当事人，调查与个人信息处理活动有关的情况；</p> <p>(二) 查阅、复制当事人与个人信息处理活动有关的合同、记录、账簿以及其他有关资料；</p> <p>(三) 实施现场检查，对涉嫌违法的个人信息处理活动进行调查；</p> <p>(四) 检查与个人信息处理活动有关的设备、物品；对有证据证明是用于违法个人信息处理活动的设备、物品，向本部门主要负责人书面报告并经批准，可以查封或者扣押。</p> <p>履行个人信息保护职责的部门依法履行职责，当事人应当予以协助、配合，不得拒绝、阻挠。</p> <p>第六十四条 履行个人信息保护职责的部门在履行职责中，发现个人信息处理活动存在较大风险或者发生个人信息安全事件的，可以按照规定的权限和程序对该个人信息处理者的法定代表人或</p>	<p>(五) 法律・行政法規の規定するその他の職責。</p> <p>第六十二条 国家網信部門は、関連部門の本法に基づく下記の個人情報保護業務の推進を統一計画・調整する：</p> <p>(一) 個人情報保護の具体的な規則・基準を制定する；</p> <p>(二) 小規模な個人情報処理者・センシティブな個人情報の処理および顔認証・AIなどの新たな技術・アプリケーションについて専門の個人情報保護規則・基準を制定する；</p> <p>(三) アプリケーションの安全・利便的な電子本人確認技術の研究開発および推進・応用を支援し、インターネット本人確認公共サービスの構築を推進する；</p> <p>(四) 個人情報保護の社会的サービス体系の構築を推進し、関連機関の個人情報保護評価・認証サービスの実施を支援する；</p> <p>(五) 個人情報保護に関する苦情・通報業務メカニズムを完備する。</p> <p>第六十三条 個人情報保護の職責履行部門は、個人情報保護の職責履行の際、下記の措置を講じることができる：</p> <p>(一) 関連当事者への質問、個人情報処理活動の関連状況の調査；</p> <p>(二) 当事者の個人情報処理活動に関わる契約書・記録・帳簿およびその他関連資料の調査・複製；</p> <p>(三) 現場検査の実施、違法の疑いがある個人情報処理活動に対する調査；</p> <p>(四) 個人情報処理活動に関わる設備・物品の検査；違法な個人情報処理活動に用いた証拠・証明がある設備・物品について、本部門の主要責任者に書面で報告のうえ批准を受けて、差押えあるいは押収することができる。</p> <p>個人情報保護の職責履行部門が法に基づき職責を履行する場合、当事者は、助力・協力しなければならない、拒絶・妨害してはならない。</p> <p>第六十四条 個人情報保護の職責履行部門は、職責の履行中、個人情報処理活動に比較的大きなリスクがあることが発覚、あるいは個人情報安全事件が発生した場合、規定の権限および手順に基</p>
--	--

者主要负责人进行约谈，或者要求个人信息处理者委托专业机构对其个人信息处理活动进行合规审计。个人信息处理者应当按照要求采取措施，进行整改，消除隐患。

履行个人信息保护职责的部门在履行职责中，发现违法处理个人信息涉嫌犯罪的，应当及时移送公安机关依法处理。

第六十五条 任何组织、个人有权对违法个人信息处理活动向履行个人信息保护职责的部门进行投诉、举报。收到投诉、举报的部门应当依法及时处理，并将处理结果告知投诉、举报人。

履行个人信息保护职责的部门应当公布接受投诉、举报的联系方式。

第七章 法律责任

第六十六条 违反本法规定处理个人信息，或者处理个人信息未履行本法规定的个人信息保护义务的，由履行个人信息保护职责的部门责令改正，给予警告，没收违法所得，对违法处理个人信息的应用程序，责令暂停或者终止提供服务；拒不改正的，并处一百万元以下罚款；对直接负责的主管人员和其他直接责任人员处一万元以上十万元以下罚款。

有前款规定的违法行为，情节严重的，由省级以上履行个人信息保护职责的部门责令改正，没收违法所得，并处五千万元以下或者上一年度营业额百分之五以下罚款，并可以责令暂停相关业务或者停业整顿、通报有关主管部门吊销相关业务许可或者吊销营业执照；对直接负责的主管人员和其他直接责任人员处十万元以上一百万元以下罚款，并可以决定禁止其在一定期限内担任相关企业的董事、监事、高级管理人员和个人信息保护负责人。

第六十七条 有本法规定的违法行为的，依照有关法律、行政法规的规定记入信用档案，并予以公示。

づき当該個人情報処理者の法定代表人あるいは主要責任者と面談を行う、あるいは個人情報処理者に専門機関に個人情報処理活動についてコンプライアンス面の監査を委託するよう要求することができる。個人情報処理者は、要求に基づき措置を講じ、是正して、リスクを解消しなければならない。

個人情報保護の職責履行部門は、職責の履行中に、違法な個人情報処理による犯罪の疑いを発見した場合、速やかに公安機関に移送して法に基づき処理する。

第六十五条 いかなる組織・個人も違法な個人情報処理活動について、個人情報保護の職責履行部門に苦情の申立・通報を行う権利を有する。苦情・通報を受け取った部門は、法に基づき速やかに処理し、かつ処理結果を苦情申立者・通報者に告知しなければならない。

個人情報保護の職責履行部門は、苦情・通報受付の連絡先を公表しなければならない。

第七章 法的責任

第六十六条 本法の規定に違反して個人情報処理した、あるいは個人情報の処理が本法の規定する個人情報保護義務を履行していない場合、個人情報保護の職責履行部門が是正を命じ、警告を与え、違法所得を没収し、違法な個人情報処理のアプリケーションに対して、サービス提供の一時停止あるいは終了を命じる；是正を拒否した場合、併せて 100 万元以下の罰金を科す；直接の責任を負う主管者およびその他の直接の責任者に対して 1 万元以上 10 万元以下の罰金を科す。

前項の規定する違法行為があり、状況が重大な場合、省級以上の個人情報保護の職責履行部門が是正を命じ、違法所得を没収し、併せて 5,000 万元以下あるいは前年度の売上額の 5%以下の罰金を科し、かつ関連業務の一時停止あるいは業務停止整理を命令する、関連主管部门に通報して関連業務許可を取り消す、あるいは営業許可証を取り消すことができる；直接の責任を負う主管者およびその他の直接の責任者に対して 10 万元以上 100 万元以下の罰金を科し、併せて一定期限内の関連企業の董事・監事・高級管理人員および個人情報保護責任者の任務の禁止を決定することができる。

第六十七条 本法の規定する違法行為があった場合、関連法律・行政法規の規定に基づき信用記録に記載し、公示する。

第六十八条 国家机关不履行本法规定的个人信息保护义务的，由其上级机关或者履行个人信息保护职责的部门责令改正；对直接负责的主管人员和其他直接责任人员依法给予处分。

履行个人信息保护职责的部门的工作人员玩忽职守、滥用职权、徇私舞弊，尚不构成犯罪的，依法给予处分。

第六十九条 处理个人信息侵害个人信息权益造成损害，个人信息处理者不能证明自己没有过错的，应当承担损害赔偿等侵权责任。

前款规定的损害赔偿按照个人因此受到的损失或者个人信息处理者因此获得的利益确定；个人因此受到的损失和个人信息处理者因此获得的利益难以确定的，根据实际情况确定赔偿数额。

第七十条 个人信息处理者违反本法规定处理个人信息，侵害众多个人的权益的，人民检察院、法律规定的消费者组织和由国家网信部门确定的组织可以依法向人民法院提起诉讼。

第七十一条 违反本法规定，构成违反治安管理行为的，依法给予治安管理处罚；构成犯罪的，依法追究刑事责任。

第八章 附 则

第七十二条 自然人因个人或者家庭事务处理个人信息的，不适用本法。

法律对各级人民政府及其有关部门组织实施的统计、档案管理活动中的个人信息处理有规定的，适用其规定。

第七十三条 本法下列用语的含义：

(一) 个人信息处理者，是指在个人信息处理活动中自主决定处理目的、处理方式的组织、个人。

(二) 自动化决策，是指通过计算机程序自动分析、评估个人的行为习惯、兴趣爱好或者经济、健康、信用状况等，并进行决策的活动。

第六十八条 国家機関が本法の規定する個人情報保護義務を履行しない場合、その上級機関あるいは個人情報保護の職責履行部門が是正を命じる；直接の責任を負う主管者およびその他の直接の責任者を法に基づき処分する。

個人情報保護の職責履行部門の職員に職責遵守の軽視・職権濫用・私情による不正があった場合、犯罪を構成しなくとも、法に基づき処分する。

第六十九条 個人情報の処理が個人情報の權益を侵害して損害をもたらし、個人情報処理者が自身に過失がないことを証明することができない場合、損害賠償などの権利侵害の責任を負わなければならない。

前項の規定する損害賠償責任は、個人がこれにより受けた損失あるいは個人情報処理者がこれにより取得した利益に基づき確定する；個人がこれにより受けた損失および個人情報処理者がこれにより取得した利益の確定が困難な場合、実際の状況に基づき賠償額を確定する。

第七十条 個人情報処理者が本法の規定に違反して個人情報を処理し、大勢の權益を侵害した場合、人民検察院・法律の規定する消費者組織および国家网信部門が定める組織は、法に基づき人民法院に訴訟を提起することができる。

第七十一条 本法の規定に違反して、治安違反行為を構成した場合、法に基づき治安違反処罰を与える；犯罪を構成する場合、法に基づき刑事責任を追及する。

第八章 附 则

第七十二条 自然人が個人あるいは家庭の事務のために個人情報を処理する場合、本法は適用しないものとする。

法律に各級人民政府およびその関連部門・組織が実施する統計・記録管理活動における個人情報処理について規定がある場合、その規定を適用する。

第七十三条 本法の下記の用語の含意は以下の通りである：

(一) 個人情報処理者とは、個人情報処理活動において処理目的・処理方式を自ら決定する組織・個人を指す。

(二) 自動化意思決定とは、コンピュータープログラムを通じて個人の行為/習慣・関心/嗜好あるいは経済・健康面・信用状況などを自動的に分

<p>(三) 去标识化，是指个人信息经过处理，使其在不借助额外信息的情况下无法识别特定自然人的过程。</p> <p>(四) 匿名化，是指个人信息经过处理无法识别特定自然人且不能复原的过程。</p> <p>第七十四条 本法自2021年11月1日起施行。</p>	<p>析・評価し、意思決定を行う活動を指す。</p> <p>(三) 非特定化とは、個人情報処理を経て、その他の情報がなければ特定の自然人を識別できないよう加工するプロセスを指す。</p> <p>(四) 匿名化とは、個人情報処理を経て特定の自然人を識別できず、かつ復元できないよう加工するプロセスを指す。</p> <p>第七十四条 本法は、2021年11月1日より施行する。</p>
---	--